

令和8年度徳島県学校ネットパトロール事業委託業務仕様書

1 件名

令和8年度徳島県学校ネットパトロール事業委託業務

2 事業の目的

インターネット上における差別や誹謗中傷、いじめ、消費者トラブル、犯罪被害等から児童生徒を守るため、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び各学校との連携のもと、BBS（電子掲示板）、SNS、動画共有サイト、ブログ、プロフ等の不適切な書き込み等の検索、監視等を行い、適切に対処するとともに、関係機関と連携することにより、未然防止とトラブル対応に取り組むことを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) インターネット上における書き込み等の調査

ネット上の掲示板、SNS等における書き込み等について下記のとおり調査を行う。

- ① 調査対象：県内全ての公立小・中・高・中等教育・特別支援学校 280校
（小学校 157校、中学校 78校、高校 33校、中等教育学校 1校、特別支援学校 11校）

※学校が特定出来ない場合でも、本県に関係すると認められる場合も対象とする。

- ② 調査範囲：インターネット掲示板やSNS等における書き込み・画像、動画等

- ③ 調査頻度：契約期間内において、県内全ての公立小・中・高・中等教育・特別支援学校で毎月1回以上の調査を行う。

- ④ 調査の方法：調査対象となる学校の学校名（略称や通称、イニシャルなどを含む）などのキーワードを検索し、調査対象校に在籍する児童生徒に関連する書き込みについて調査を行う。

- ・上記により発見した児童生徒のアカウントにリンクされているSNS等（例X（旧Twitter）のプロフィール欄にリンク付けされたInstagramのアカウント等）の当該児童生徒の書き込みについて調査を行う。
- ・発見した児童生徒と関係する児童生徒（例：X（旧Twitter）の「フォロー」や「フォロワー」のうち、プロフィール欄の記載などから、県内の調査対象校に在籍すると考えられる者）のアカウントにおける書き込みについて調査を行う。
- ・その他、県教育委員会から依頼された事項（例：県教育委員会や学校等において不適切な書き込みを発見した場合に、当該書き込みに関する詳細な調査）について調査を行う。
- ・膨大なWebデータから効率的に情報を抽出し、検索精度の最適化を図ること。
- ・検出が難しい最新の隠語等にも対応すること。

(2) 問題ある書き込みの確認・継続監視

(1)の調査の結果を目視でも確認し、「問題のある書き込み」を危険度及び内容に応じて、表1のとおり分類する。

表1

リスクレベル	危険度判定	内 容
レベル0	「問題なし」	・情報交換、行事や部活の記録などの紹介
レベル1	「注意レベル」	・自分自身の顔写真や氏名などの公開※ ・噂話や個人が特定されない陰口などの書き込み
レベル2	「要注意レベル」	・個人を特定した誹謗中傷 ・自分自身の詳細な個人情報の公開（住所、電話番号、自身のメールアドレスやアカウント） ・答案用紙、合格証書の画像等の掲載 ・他人の個人情報の公開（例：生徒名簿、座席表等） ・問題行動（例：飲酒・喫煙、迷惑・危険行為、援助交際・パパ活願望、著作権侵害） ・消費者トラブルにつながる行為 ・わいせつ表現（画像・動画掲載等） ・その他（例：他人になりすました書き込み、自傷行為等（レベル3までは当てはまらないもの））
レベル3	「要通報レベル」	・少年の刑事事件、自殺に係るもの、援助交際（緊急を要するもの）等

※脚注 氏名・学校名・本人と分かる顔画像等により、個人を特定出来る書き込みレベルに応じて県教委と協議の上、書き込み等についての継続監視を行うものとする。

(3) 監視に関する結果報告

① 定期報告

受託者は、調査業務開始後、毎月1回、調査結果を危険度の別に分類し、県教育委員会に報告すること。リスクレベル0に分類されるものであっても、注意が必要と認められる場合は併せて報告すること。なお報告は、調査実施月の翌月7日までに電子データで送信すること。

ただし、3月の業務については3月31日までに報告すること。

② 随時報告

受託者は、危険度別に分類した結果、レベル2・レベル3に分類された書き込みについて、県教育委員会に対して電子データで随時報告を行う。（レベル2に分類された書き込みは、発見日から起算して、閉庁日を除き2日以内に、レベル3に分類された書き込みは直ちに報告を行う。）

報告に際しては、問題のある書き込み等を画像として保存し添付するとともに、問題のある書き込みの問題点を明示すること。

なお、レベル3に分類された書き込み等のうち、生命に関わる書き込み等、緊急性が高いものについては、県教育委員会が定めた電話連絡先へ緊急連絡を行うとともに、必要に応じて、警察への情報提供を行うものとする。

③ 定期報告及び随時報告は、監視業務責任者が行うものとする。

④ 報告には個人情報等の重要なデータの取扱いが含まれるため、データを電子メールにて送信する場合には、必ずパスワードを設定すること。

(4) 指導や啓発に役立つ資料作成・提供等

ネットパトロールにおいて発見される問題ある書き込み等の主な事例や特徴・傾向(当県に係るネットパトロールにより発見された書き込みに関するものに限らず、全国的な特徴・傾向等を含む)、ネット上のトラブルの事例や対処方法など、県教委員会が行うインターネットの安全利用に関する啓発講演において役立つ事項や統計資料の提供を、定期報告の際に併せて行うこと。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日(令和8年7月21日予定)から令和9年3月31日までとする。

5 委託料の支払い方法

受託者は、定期報告書により委託者による検査を受け、合格したときには各月の期間ごとの契約金額の支払いを請求することができる。

6 体制

(1) 監視員の配置

受託者は、業務を遂行するに当たり、監視員を2名以上配置すること。

(2) 監視業務責任者

受託者は、受注業務を円滑に運営するため、監視業務責任者を配置すること。

(3) 監視業務責任者の業務

監視業務責任者は、3(3)の定期報告及び随時報告を行うほか、監視員に対する指導を行うこと。また、緊急の対応を要する書き込みを発見した場合等については、組織内での支援体制や県教育委員会への連絡体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行うこと。

(4) 監視業務責任者及び監視員名簿の提出

- ・ 受託者は、本業務開始時までには監視業務責任者及び監視員の名簿を県教育委員会に提出しなければならない。
- ・ 受託者は、監視業務責任者又は監視員名簿の変更を行う必要が生じた場合には、事前にその内容を提出すること。

(5) 業務の実施場所の設備

業務の実施場所は、個人の秘密保持に十分配慮した構造とすること。

また、監視報告書などの個人情報を適切に管理すること。

(6) 監視員の研修

受託者は、監視員が適切に業務を遂行できるように定期的に研修を実施すること。

7 その他業務実施上の留意点

- (1) 業務の実施にあたっては、県教育委員会と十分協議しながら進めること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、県教育委員会が承諾した場合を除き、受託者の行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、本委託業務を履行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (6) 受託者が、本委託業務を履行するに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 受託者が、本委託業務を履行するに当たって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取り扱う場合には、別記 2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。